

大阪経大学会「Working Paper」刊行内規

（目的）

第1条 大阪経大学会（以下「学会」という。）は、学術研究成果の迅速な発表を目的として「Working Paper」を刊行する。

（投稿規定）

第2条 「Working Paper」には通号を付し、原則として以下のとおり刊行する。

- （1）発行頻度 不定期
- （2）規 格 A－4判
- （3）学会に5部提出すること。
- （4）作成はタイトル名を学会事務局へ通知し、通号を確認した上で本人が必要部数を作成するか、または学会事務局を通じて外部業者に作成を委託する。
- （5）2万円を限度として学会の負担とし、それ以上必要な場合は、自己負担とする。
- （6）表紙には「Osaka University of Economics Working Paper Series」の文言、通号および発行年月を記載する。
- （7）執筆者は著作物の著作権法上の諸権利（複製権、公衆送信権等）を大阪経大学会に許諾する。
- （8）「Working Paper」はインターネット上で原則公開するものとし、執筆者はこれを許諾する。

（投稿資格）

第3条 執筆資格は『大阪経大論集』内規の投稿資格（1）～（3）に準ずる。共著の場合、第1著者がこの資格を有する。

（データの削除）

第4条 データの削除を希望する場合は、執筆者は削除理由を付して学会に申し出ることができる。

第5条 大阪経済大学が研究活動上の不正行為（捏造、改ざん、盗用・剽窃等）を認めた場合は、学会は執筆者の同意を得ることなく掲載の取り消しを行うとともに、データを削除することができる。データの削除が不可能な場合は、学会は掲載の取り消しおよび不正行為の内容を告知することができる。

（協議）

第6条 その他刊行について調整・協議が必要な場合は、学会評議員会で決定する。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、正会員の議決によらなければならない。

附則

- 1 この内規は、1993 年 10 月 1 日に制定する。
- 2 2003 年 6 月 6 日に改正する。
- 3 2007 年 7 月 6 日に改正する。
- 4 2023 年 4 月 28 日に第 4 条、第 5 条を追加し、旧第 4 条を第 6 条、旧第 5 条を第 7 条とし、同日より施行する。